

様式第 1 号 (第 2 条関係)

公文書等閲覧申込書

年 月 日

富山県知事 殿

氏名	
住所	(郵便番号 —)
電話番号	()

次のとおり公文書等の閲覧を申し込みます。

	文書名	整理番号	件名
1			
2			
3			
4			
5			
目的			
閲覧希望日時			

備考

- 1 公文書等に異状（破損等）のある場合は、直ちに係員にお知らせください。
- 2 公文書等の複写、出版物への掲載等については、別途お申し出ください。
- 3 閲覧可能時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

様式第2号（第3条関係）

公文書等複写依頼書

年 月 日

富山県知事 殿

氏名	
住所	(郵便番号 —)
電話番号	()

次のとおり公文書等の複写を依頼します。

文書名					
整理番号					
件名（複写箇所）					
複写の目的					
複写内訳	A 3	B 4	A 4	B 5	計
	枚	枚	枚	枚	枚

備考

- 1 複写は、1箇所につき1部に限ります。
- 2 複写物は、この依頼書に記載した目的以外に使用しないでください。
- 3 複写物の出版物への掲載等については、別途お申し出ください。
- 4 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合には、依頼者がその責任を負うこととなります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県公文書館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(文書総務課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第86号

指定自立支援医療機関の指定の辞退について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

令和3年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		辞退する自立支援医療の種類	病院又は診療所において辞退する医療の種類	辞退年月日
名 称	所在地			
ファーマみらい 広貫堂薬局	富山市新総曲輪 四丁目4番1号	精神通院医療		令和3年3月31日

富山県告示第87号

指定自立支援医療機関の指定の辞退について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

令和3年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		辞退する自立支援医療の種類	病院又は診療所において辞退する医療の種類	辞退年月日
名称	所在地			
寺林医院	富山市町村1-105	精神通院医療		令和2年9月1日

富山県告示第88号

指定自立支援医療機関の指定の辞退について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

令和3年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		辞退する自立支援医療の種類	病院又は診療所において辞退する医療の種類	辞退年月日
名称	所在地			
和合整形外科医院	富山市布目1981-1	精神通院医療		令和3年3月15日

富山県告示第89号

指定自立支援医療機関の所在地の変更について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

令和3年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

担当すべき自立支援医療の種類	変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更年月日
精神通院医療	訪問看護ステーション むゆうじゅ 滑川市上小泉278-1	訪問看護ステーション むゆうじゅ 滑川市吾妻町426-31	平成30年11月1日

富山県告示第90号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

魚津市

2 都市計画事業の種類及び名称

魚津都市計画下水道事業

魚津公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和61年1月9日から

令和8年3月31日まで

(1) 調達物品等の名称及び数量

高級揮発油 予定数量 2,900リットル

普通揮発油 予定数量 49,000リットル

軽油 予定数量 10,000リットル

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

(4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和2年富山県告示第159号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 富山県庁本庁舎を起点として、半径3km以内に2以上の給油所を有し、かつ、そのうち少なくとも半径2km以内に1給油所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加申込書を4の(2)に掲げる期限までに4の(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって

行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和3年3月17日までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課 用度管理係
電話 076-444-3423（直通）

- (2) 入札参加申込書の提出期限

令和3年3月12日 正午

- (3) 入札説明書の交付方法

令和3年3月3日から同年3月12日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

5 入札・開札の日時、場所

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 令和3年3月19日 午後2時00分

イ 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和3年3月18日午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着

するよう行わなければならない。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 高級揮発油及び普通揮発油

1リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 軽油

1リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額から軽油引取税の額を控除した金額に、当該金額の100分の10に相当する額及び軽油引取税を加算した金額（1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税の額を控除した金額の110分の100に相当する金額に、軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち合いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者（富山県出納局長）に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- (5) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
 - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

